

子どもの権利について考えよう

～子どもたちのウェルビーイングと健やかな成長のために～



令和7年7月23日(水)
(公財)日本ユニセフ協会 池田礼子
unicef | for every child

unicef



ユニセフ（国際連合児童基金）



すべての子どもがもつ権利を実現し
子どもの健やかな成長を支援する



人権

…ってなんだろう？

人権とは

人間としての尊厳や価値が守られ
人として幸せに生きていくために
すべての人がもっている権利



人権の“ABCDE”



- ◆ Rights are for **ALL** human beings
すべての人が人権をもっています
- ◆ Rights are there at **BIRTH**
みな生まれながらに人権をもっています
- ◆ Rights **CANNOT** be taken away
人権を奪いとることはできません
- ◆ Rights **DO NOT** have to be earnt
人権は無条件にあるものです
- ◆ All rights are **EQUALLY** important
すべての権利が同じように大切です

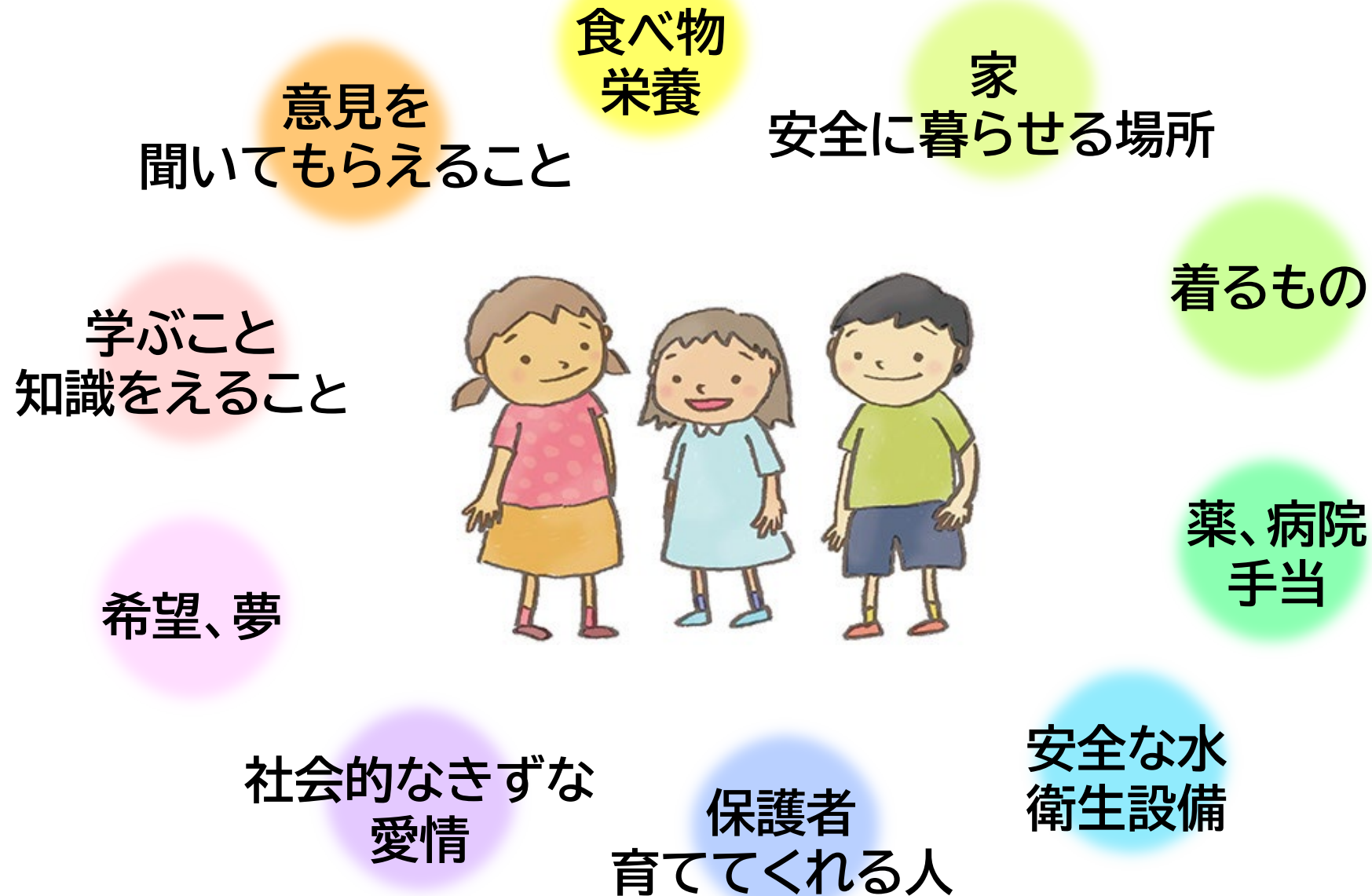


子どもの権利



…って何だろう？

子どもが元気に育つために必要なものって？



子どもの権利って？

子どもたちが人間らしく、幸せに暮らし、
健やかに成長していくために必要なこと



「子どもの権利」



「子どもの権利」を条約として定めたもの

子どもの権利条約



「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）

1989年 第44回国連総会にて満場一致で採択

子ども(18歳未満)は、おとなと同じ、ひとりの人間としての基本的人権をもつ。

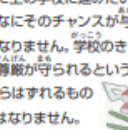
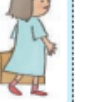
同時に、成長の途上にある子どもたちに必要な、保護や配慮に関する権利も定めている。

前文と本文54条から成り、子どもの健全な成長に欠かせない権利を、生存・発達・保護・参加などの側面から具体的に記している。

現在までに196の国と地域が締結

日本は1994年に締結（2024年で30周年）



第1条【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。 	第2条【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいが、性のちがいが、どのようなことを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。 	第3条【子どもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。 	第4条【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。 	第21条【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のこころなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。 	第22条【難民の子ども】 自分の国の政府からのはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。 	第23条【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。 	第24条【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。 
第5条【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。 	第6条【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。 	第7条【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。 	第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。 	第25条【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。 	第26条【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。 	第27条【生活水準の確保】 子どもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要ときは、食育のものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。 	第28条【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはすれものではないです。 
第9条【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっとよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。 	第10条【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。 	第11条【よその国に連れられない権利】 国は、子どもが国の外へ連れられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。 	第12条【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由な自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。 	第29条【教育の目的】 教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。 	第30条【少数民族・先住民の子ども】 少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。 	第31条【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休み、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。 	第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。 
第13条【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。 	第14条【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。 	第15条【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。 	第16条【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。 	第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこめられないように守らなければなりません。 	第34条【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。 	第35条【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。 	第36条【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得ようとする子どもを守らなければなりません。 
第17条【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにするため、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。 	第18条【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。 	第19条【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどをを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。 	第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいないことができなかった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらったり、国から守ってもらふことができます。 	第37条【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、先まで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯していたとしても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。 	第38条【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。 	第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるよう支援を受けることができます。 	第40条【子どもに関する司法】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどるとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。 

「子どもの権利条約」

第2条

差別の禁止



第3条

子どもにもっとも
よいことを



第6条

生きる権利・
育つ権利



第7条

名前・国籍をもつ
権利



第12条

意見を表す権利



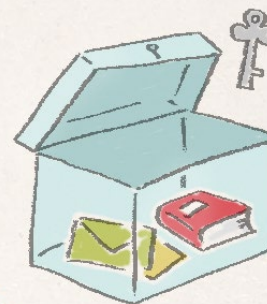
第13条

表現の自由



第16条

プライバシー・
名誉の保護



第17条

適切な情報の入手



「子どもの権利条約」

だい じょう
第 19 条

ぼうりよく
あらゆる暴力からの
ほご
保護



だい じょう
第 20 条

か てい うば
家庭を奪われた
こ ぼご
子どもの保護



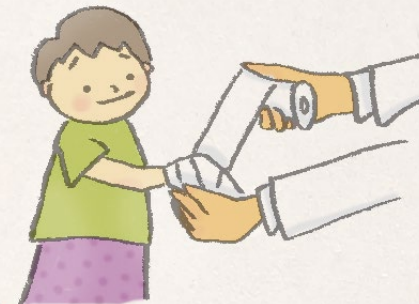
だい じょう
第 23 条

しょう こ
障がいのある子ども



だい じょう
第 24 条

けんこう いりよう けんり
健康・医療への権利



だい じょう
第 28 条

きょういく う けんり
教育を受ける権利



だい じょう
第 29 条

きょういく もくてき
教育の目的



だい じょう
第 31 条

やす あそ けんり
休み、遊ぶ権利



だい じょう
第 34 条

せいてきさくしゅ
性的搾取からの
ほご
保護



「子どもの権利条約」4つの原則

生命、生存および発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

第6条

第6条【生きる権利・育つ権利】
すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



子どもの意見の尊重 (意見を表明し考慮されること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

第12条

第12条【意見を表す権利】
子どもは、自発に形成のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っています。その意見は、子どもの発達に応じて十分な考慮されなければなりません。



子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考える。

第3条

第3条【子どもに最もよいこと】
子どもに関係のあることを行うときには、子どもに最もよいことは第一に考えなければなりません。



差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

第2条

第2条【差別の禁止】
すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利を持っています。子どもは、肌の色、性別、年齢、どのようなかたを信じるか、どんな宗教を信じているか、どんな意見を持っているか、元々から障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういふ人であるか、などによって差別されません。



子どもたちの権利が守られる社会

義務の担い手
＝国・おとなたち

義務の担い手

権利の保有者
＝子どもたち

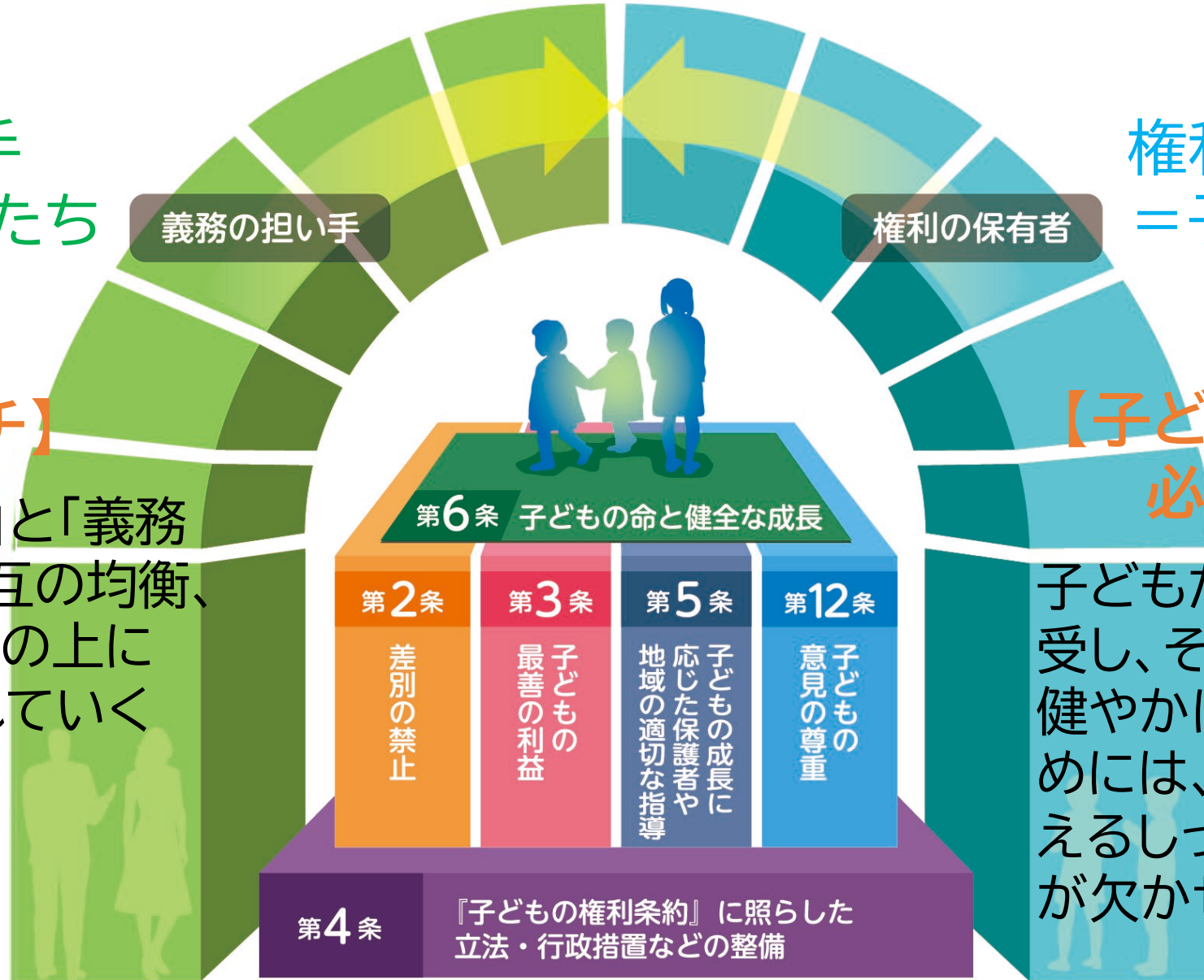
権利の保有者

【人権のアーチ】

「権利の保有者」と「義務の担い手」の相互の均衡、尊重と支えあいの上に人権は実現されていく

【子どもだからこそ必要な土台】

子どもたちが権利を享受し、その命が守られ、健やかに成長していくためには、子どもたちを支えるしっかりとした土台が欠かせない



日本の子どもたちと「子どもの権利」 ～課題と前進～

ユニセフ レポートカード19

子どもたちに影響する世界:先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か

先進国38か国での調査



UNICEF, 2025

子どもの幸福度
日本の総合順位

14

日本の順位

身体的健康

精神的幸福度

スキル

1

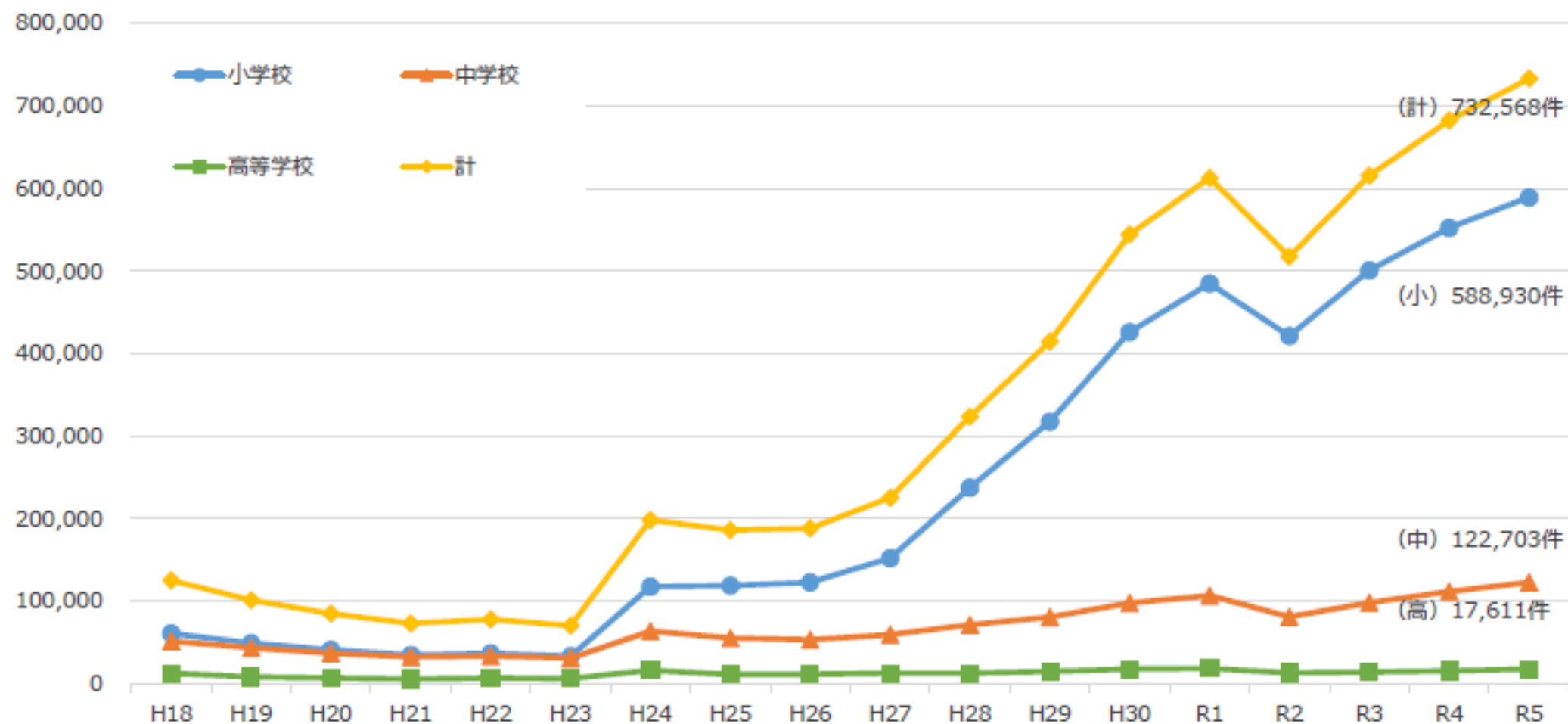
32

12

いじめの認知件数

第6回子どもに対する暴力撲滅円卓会議 より（2025年5月）

- 令和5年度におけるいじめの認知件数は、約73万件で過去最多
- 認知件数の増加については、いじめの解消に向けた取組のスタートラインに立っているものとして、肯定的に評価



いじめの重大事態の発生件数

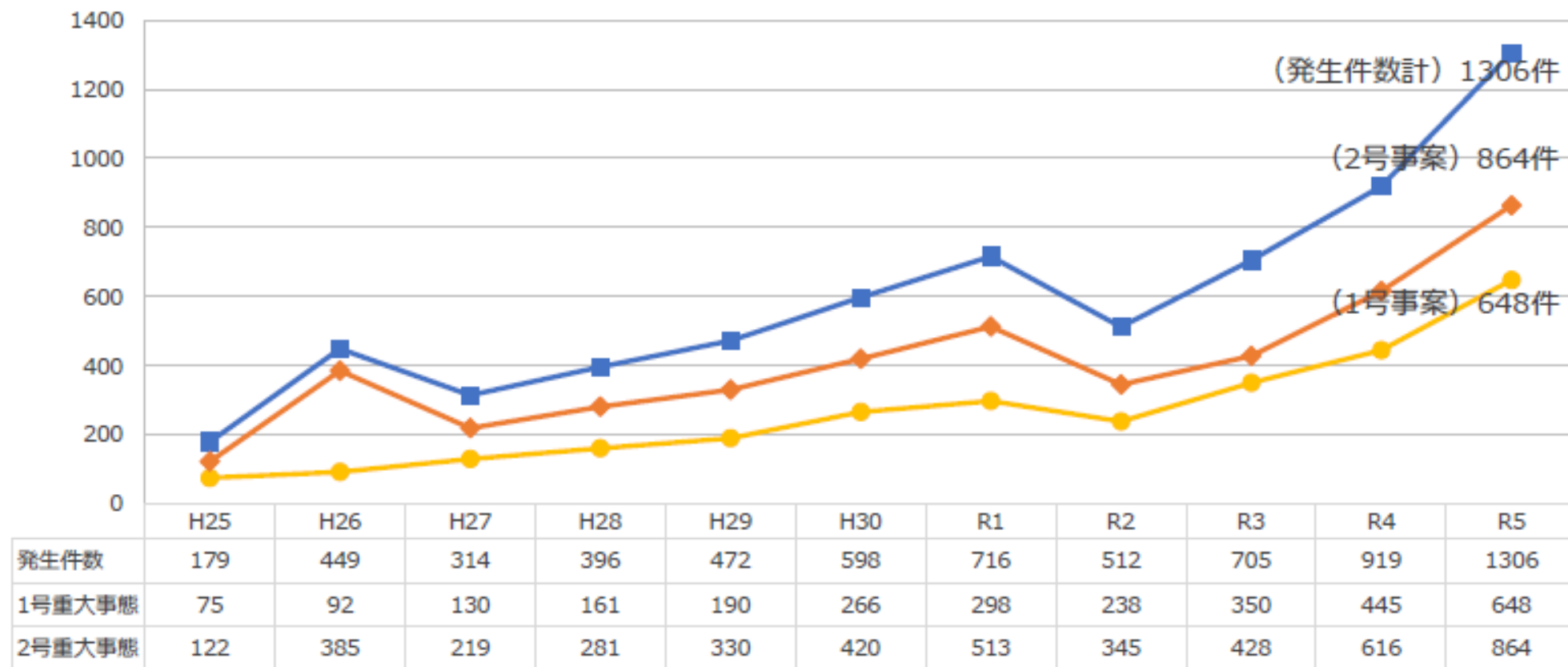
第6回子どもに対する暴力撲滅円卓会議 より（2025年5月）

○令和5年度におけるいじめ重大事態の発生件数は、**1,306件**で過去最多

※いじめ「重大事態」

- ・いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

○いじめ重大事態の発生件数の増加については、**極めて憂慮すべき状況が継続しており、早期発見・早期対応や組織的な対応において課題があると考えられる。**



こども基本法

目的:

- 日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
 - ・ 次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、
 - ・ こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、
- こども施策を総合的に推進すること

基本理念

- ① 全てのこどもについて、**個人として尊重**されること、**基本的人権が保障**されること、**差別的扱いを受けない**ようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法の内容にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられる**こと
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会**が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保により、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

こども家庭庁

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁設置法 趣旨

こども(心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、**その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし**、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びに**こどもの権利利益の擁護に関する事務**を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とすることこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

「生徒指導提要」の改訂

参考：文部科学省ウェブサイト「生徒指導提要(改訂)の構成案」および「生徒指導提要」

第1章 生徒指導の基礎 1.5 生徒指導の取り組みの留意点

1.5.1 児童生徒の権利の理解

教職員の児童の権利に関する条約についての理解

(1) 児童の権利に関する条約

児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育が行われることが求められている。

生徒指導を実践する上で、「児童の権利に関する条約」の4つの原則を理解しておくことが不可欠である。

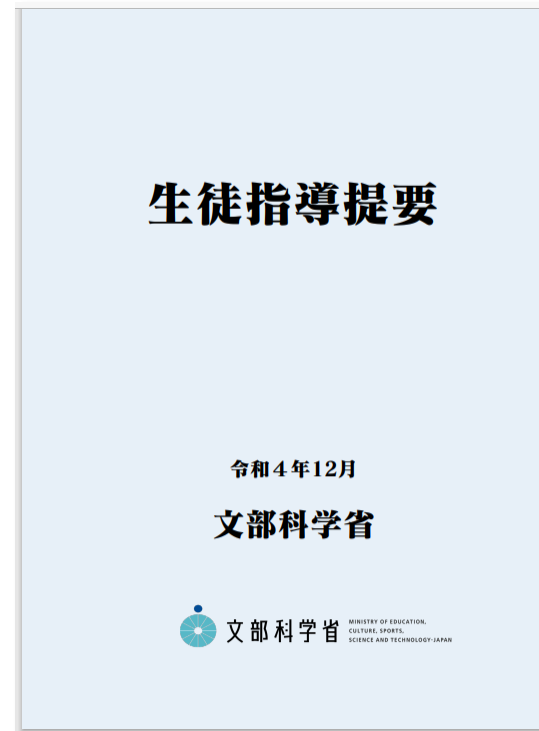
第1に、児童生徒に対するいかなる差別もしないこと

第2に、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること

第3に、児童生徒の命や生存、発達が保障されること

第4に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利をもっていること

同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域にとって必須である。



子どもの権利の推進がもたらす効果

子どもの ウェルビーイング

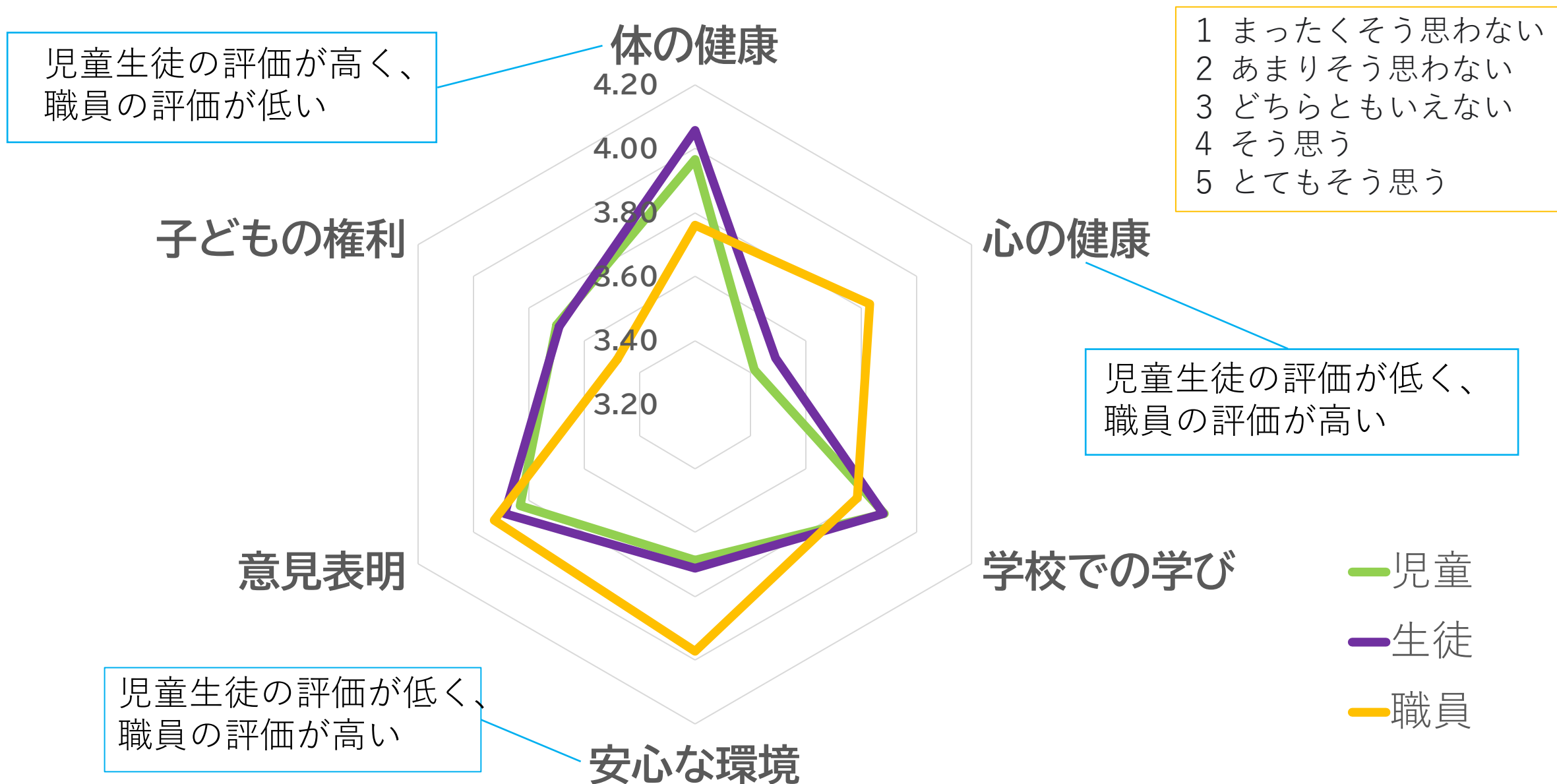
- ✓ 子どもたちが自分自身の尊厳や価値に気づく
- ✓ 他の子どもたち、またおとなにも権利があることに気づく
- ✓ 他者を尊重し、多様性を認める意識や態度が育まれる
- ✓ 子どもたちの意見が尊重され、大切にされていると感じる
- ✓ おとなと子どもたちの間に信頼関係が構築される
- ✓ 学校で安心して前向きに過ごせるようになる
- ✓ 学校への帰属意識や学校満足度が高まる
- ✓ 子どもたちの自己肯定感や自己有用感が高まる
- ✓ 社会に積極的に参加し、貢献する力が養われる
- ✓ 主体的に行動できる、責任ある市民へと成長していく



「子どもの権利」チェックシート ～学校編～

体の健康	学校は運動しやすく、子どもは思いきり体を動かせる
	学校では、健康の大切さを学ぶ機会があり、よくわかっている
心の健康	子どもは、学校で強いストレスを感じることはない
	学校では、困ったときに安心して相談しやすいおとながいつもいる
学校での学び	学校で、子どもたちは自分の可能性をのばすことができる
	勉強がわからないときは、先生たちがわかるまで教えてくれる
安心な環境	先生たちと子どもたちは、おたがいをじゅうぶんに尊重しあっている
	いじめなどが起きたとき、学校はすぐに子どもに寄りそい、助けてくれる
意見表明	子どもたちは、学校生活について意見が言いやすく、学校はよく受け止めてくれる
	学校では、子どもが中心になって活動する場面がよくあり、先生も協力してくれる
子どもの権利	先生たちは「子どもの権利条約」をよく理解して、子どもの権利を大切にしている
	子どもが「子どもの権利」を学ぶ機会があり、たがいの権利を大切にしている

児童生徒 & 職員の回答平均値分布（令和5年度調査）



「子どもの権利条約」ウェブサイト

「子どもの権利条約」特設サイト



<https://www.unicef.or.jp/crc/>

子ども向け「子どもの権利」学習サイト



<https://www.unicef.or.jp/crc/kodomo>

「子どもの権利条約」関連資料

子どもの権利条約 カードブック



ユニセフ CREハンドブック



CRE 先生のための実践ガイド



ユニセフ CRE実践記録



ユニセフ・こども家庭庁共催「子どもの権利」普及啓発キャンペーン こどものけんりプロジェクト

「子どもの権利条約」日本締結30周年の2024年にスタート！



ユニセフ 先生のためのツールボックス

検索

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/kodoken-toolbox/>

子どもの権利を学ぶ動画

ジーン&ケーン
学んでみよう！子どもの権利



「国連子どもの権利委員会」委員 大谷美紀子氏



子どもの権利を学ぶ動画

Eテレ
「アイラブミー」



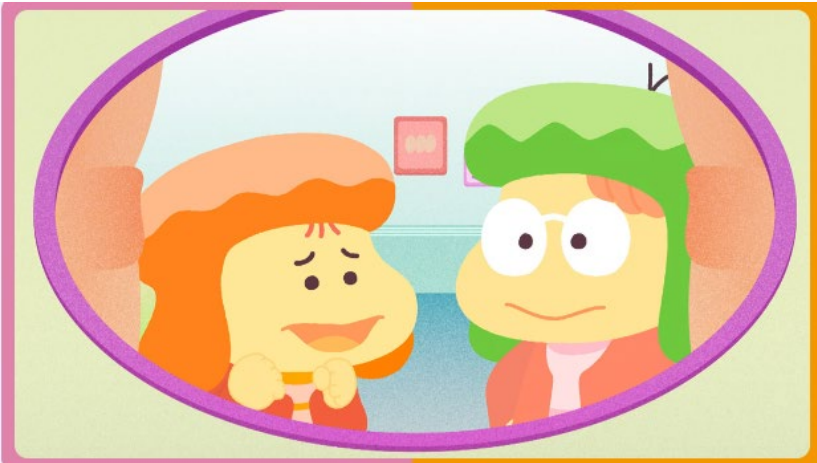
©NHK

低年齢向け動画
「あたりまえ認定」シリーズ



©NHK

これってカワイイ?ヘン?



心のアラーム



おもっててもいけないよ...



アイラブミー ©NHK
※画像の複製・転載は
お控えください

